

資源物処理施設の整備に係る 都市計画変更について

案件

- (1) 小金井都市計画ごみ処理場の変更について
- (2) 小金井都市計画用途地域の変更について

小金井市清掃関連施設整備事業について

市を取り巻く状況及び課題

昭和61年度	ごみ処理量の削減、最終処分場の延命化及び資源の有効な再利用を目的として不燃系ごみ（燃やさないごみ、粗大ごみ等）の破碎・選別処理を行う「中間処理場」を建設
平成8、9年度	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に係る必要な措置として、空き缶及びペットボトルの資源化を図ることを目的に、庁舎建設予定地に「空き缶・古紙等処理場」を暫定的に設置

中間処理場の目標耐用年数が近づいていること、空き缶・古紙等処理場は暫定施設として設置した施設であることから、**施設更新の必要性**が生じていた。

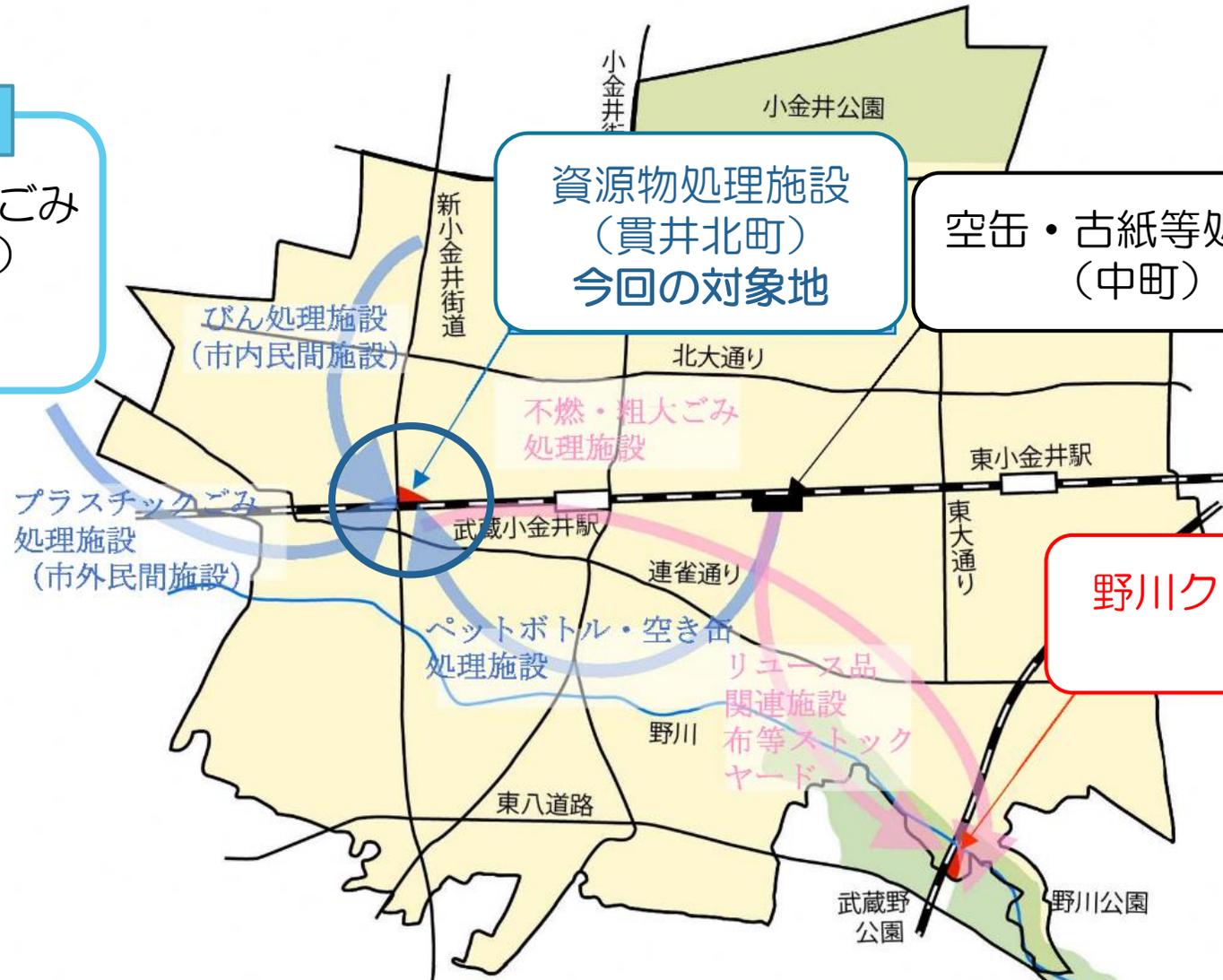
不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を平成29年度に策定した。

小金井市清掃関連施設整備事業について

施設配置

中間処理場

- プラスチックごみ
- 空き缶（金属）
- ペットボトル
- びん



二枚橋焼却場跡地

- 燃やさないごみ
- 粗大ごみ
- 布
- リユース事業

野川クリーンセンター (東町)

都市施設とは

『円滑な都市活動の確保と良好な都市環境の保持の役割に加え、都市の骨格を形成し、市街地を性格付けることに効果を持つ』と位置付けられている。
(都市計画運用指針)

都市施設の種類 (都市計画法第11条)

⇒道路、都市高速鉄道、公園、緑地、下水道、汚物処理場、**ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設**など

ごみ処理施設とは

市町村は、一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設で政令で定めるもの) を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3)

政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条)

用途地域とは

計画的な市街地を形成するために、用途に応じて13地域に分けられたエリアのことで、用途地域によって建築できる建物が定められている。

ごみ処理施設に関する留意事項

用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。

(都市計画運用指針)

準工業地域に指定すべき区域・・・水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設の立地する区域又は電車操車場等の区域
(小金井市用途地域等に関する指定方針及び指定基準)

小金井市都市計画マスタープランにおける位置付け

ごみ処理場について

『貫井北町の資源物処理施設は、整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。』と位置付けている。

用途地域について

『資源物の適正処理及び良好な都市環境の形成を図るため、用途地域の変更など適切な土地利用を推進します。』と位置付けている。

都市計画の変更内容

現状

①都市施設 ごみ処理場

- ・小金井市粗大不燃ごみ処理場
- ・約0.4ha

②用途地域

- ・第一種住居地域
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%

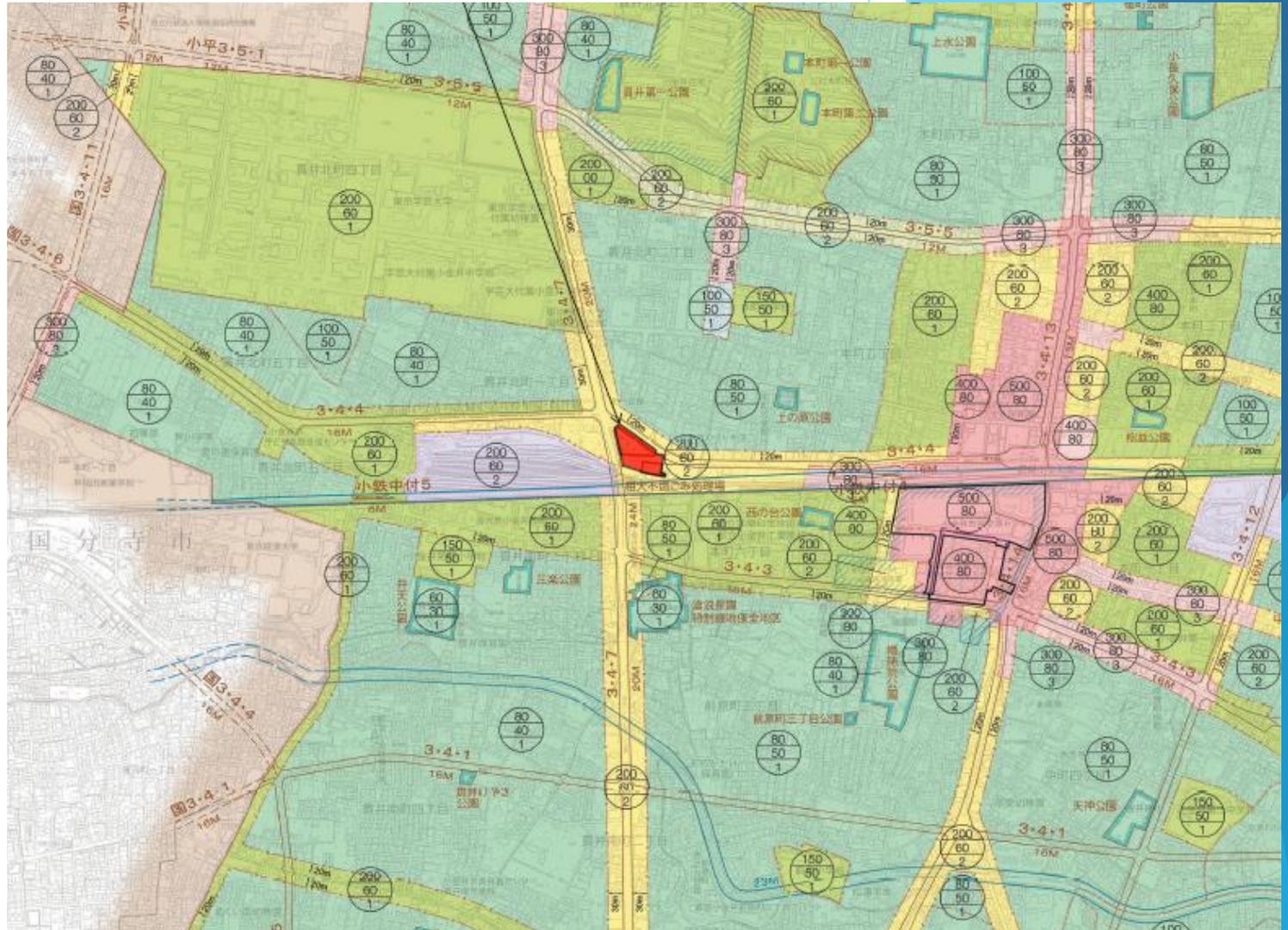
変更案

①都市施設 ごみ処理場

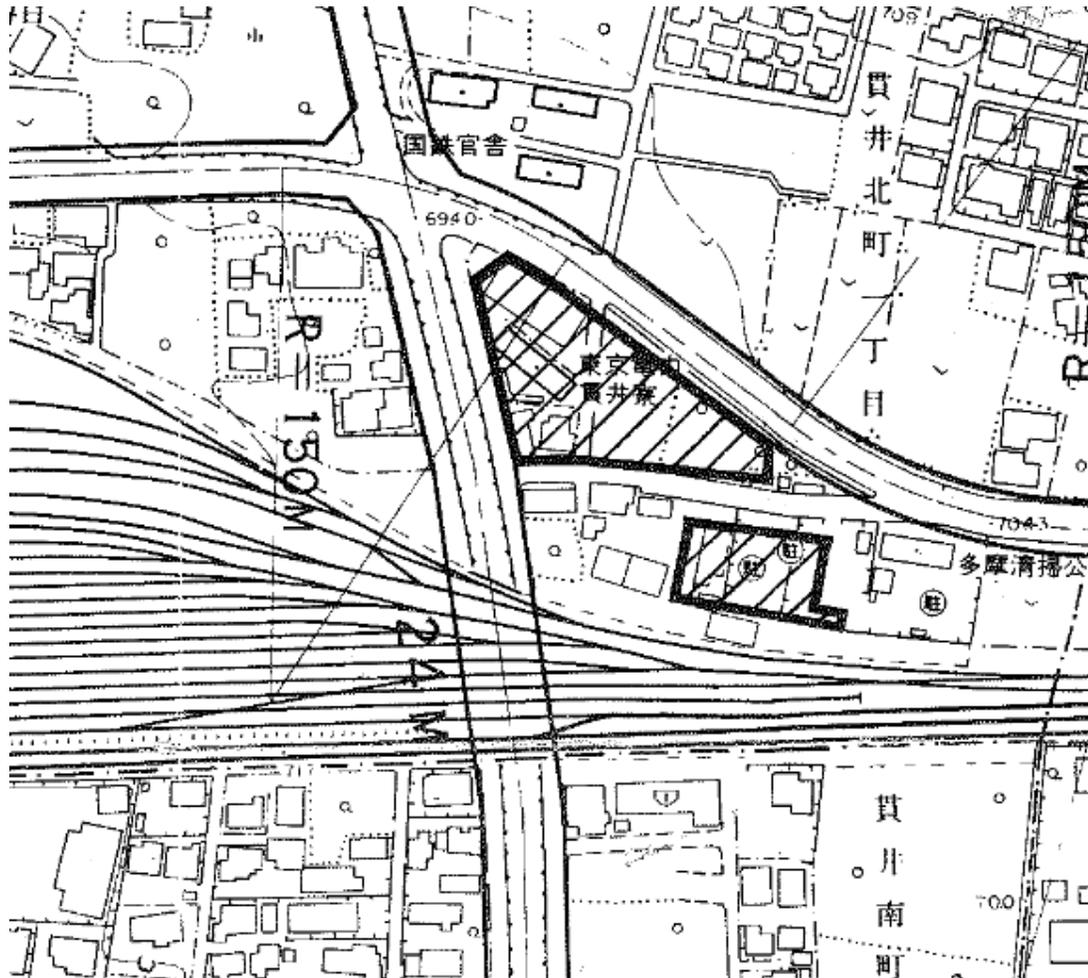
- ・小金井市資源物処理施設
- ・約0.5ha

②用途地域

- ・準工業地域
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%



ごみ処理場の都市計画変更について



昭和58年度都市計画決定

- ・ 名称：第1号小金井市
粗大不燃ごみ処理場
- ・ 位置：小金井市貫井北町一丁目地内
- ・ 面積：約0.4ha

その他備考

- ・ 処理能力：30t/5h

理由

粗大ごみ及び不燃ごみの適切な処分を推進するため、ごみの減容及び資源の再利用を図り、もって都市環境衛生の向上に資する。

ごみ処理場の都市計画変更について



都市計画変更案

- ・ 名称：第1号小金井市資源物処理施設
- ・ 位置：小金井市貫井北町一丁目地内
- ・ 面積：約0.5ha

その他備考

- ・ 処理能力：25.9t/5h

理由

耐用年数が近づいており、施設更新の必要が生じたため、プラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びん、金属の処理等を行う資源物処理施設として整備することとなった。

ごみ処理場の都市計画変更について

ストックヤード



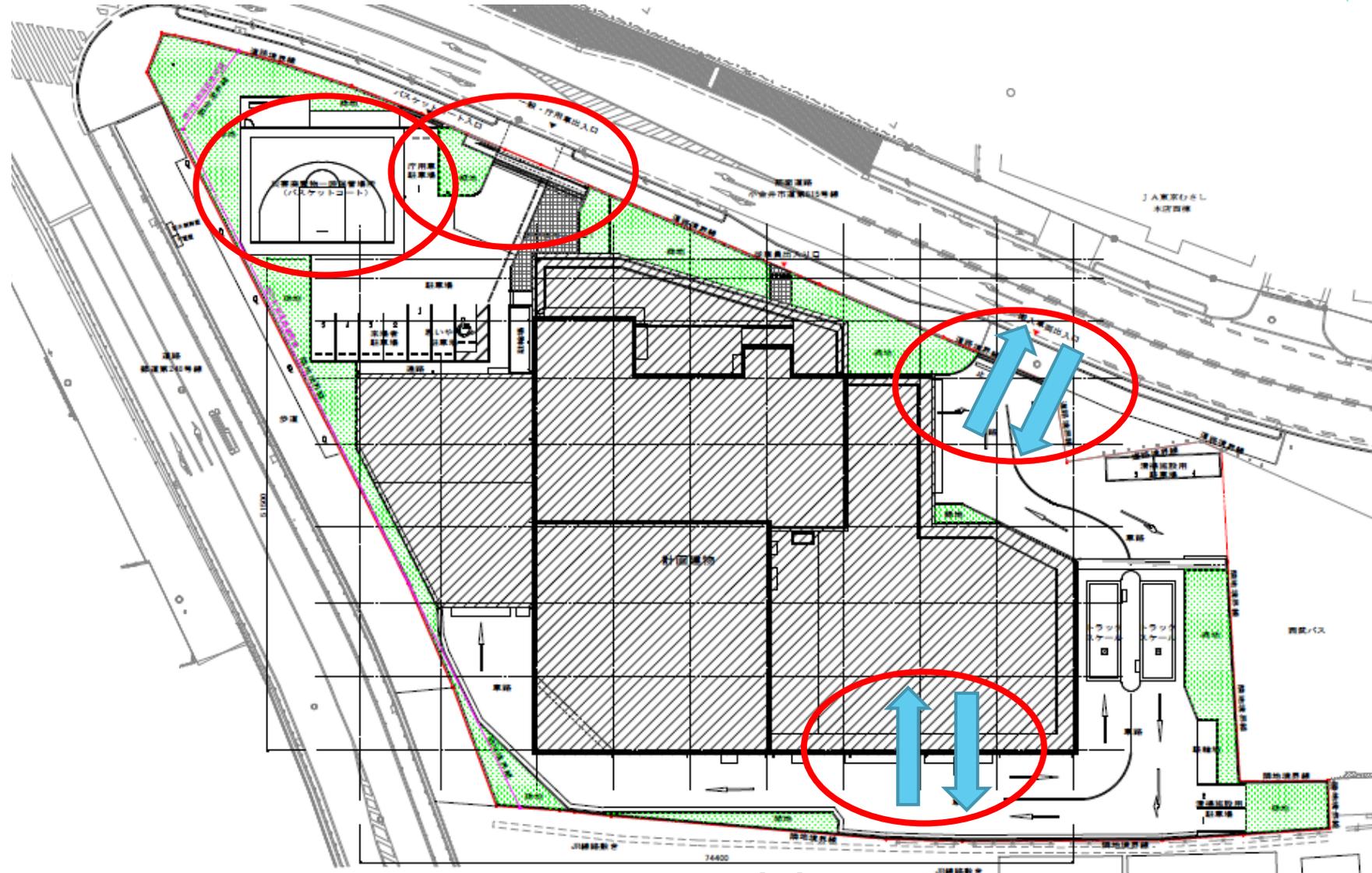
事務所棟



工場棟



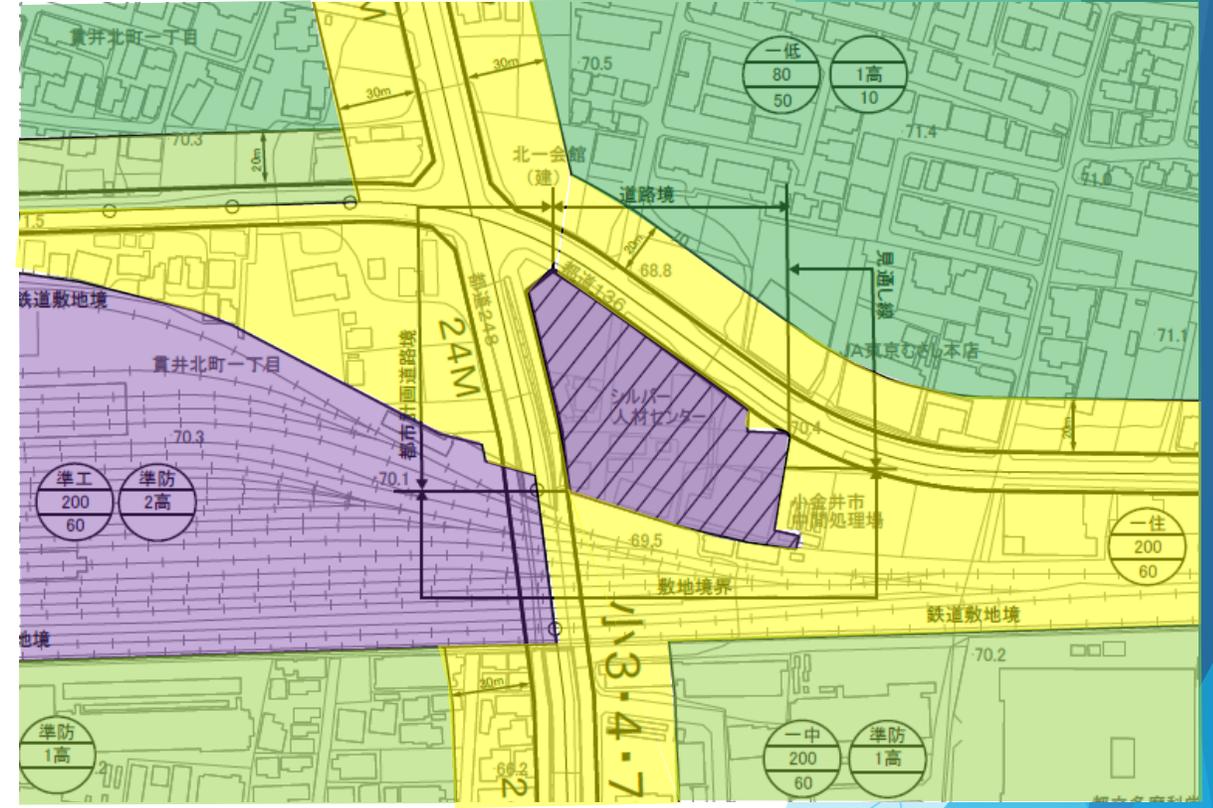
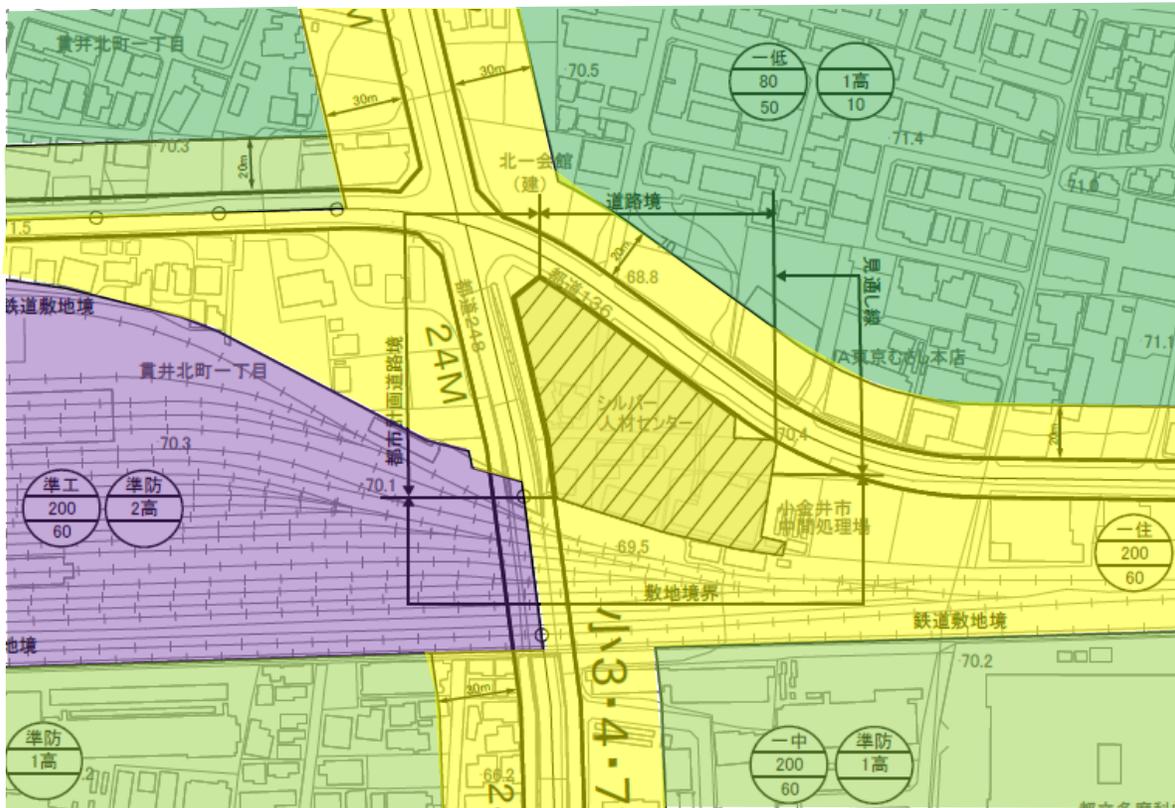
ごみ処理場の都市計画変更について



ごみ処理場の都市計画変更について



用途地域の都市計画変更について



都市計画変更案

- ・ 第一種住居地域 ⇒ 準工業地域
- ・ 面積：約 0.5 ha

都市計画策定の経緯及び今後の予定

事項	時期	備考
説明会	令和4年6月25日	参加者17人
東京都知事協議	令和4年9月8日（ごみ処理場） 9月12日（用途地域）	意見無し
案の公告・縦覧	令和4年10月17日～31日	意見書1通
都市計画審議会	令和4年11月22日	
都市計画決定	令和4年12月	予定